

東 松 山 市

パートナーシップ宣誓制度

利用の手引き



東 松 山 市

# 目 次

1	パートナーシップ宣誓制度とは .....	1
2	宣誓することができる人 .....	2
3	宣誓に必要な書類 .....	3
4	手続きの流れ .....	4
5	宣誓書受領証・受領カード .....	5
6	自治体間連携 .....	6
7	Q&A .....	7

# 1 パートナーシップ宣誓制度とは

東松山市パートナーシップ宣誓制度は、お互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、相互に協力し合うことを約束した二人がパートナーシップ関係であることを市に宣誓する制度です。市は、宣誓した事実を証明する宣誓書受領証、受領カードを交付するものです。

この制度は、婚姻制度等現行の法制度に影響を与えるものではなく、二人のパートナーシップ関係という事実を対外的に証明するものとして、性的少数者の困難や生きづらさの軽減につなげることを目指すものです。

※性的少数者とは、性的指向が必ずしも異性愛のみではない方、性自認が出生時の性と異なる方。

LGBTQ【L（レズビアン）、G（ゲイ）、B（バイセクシュアル）、T（トランスジェンダー）、Q（クエスチョニング、クィア）】などをいいます。

## 2 宣誓することができる人

パートナーシップ宣誓制度を利用するには、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

(1) 成年に達していること

満18歳以上の方

(2) 東松山市民であること、又は転入を予定していること

- ・市外に住所があるときは、宣誓日から3か月以内に転入を予定していること。
- ・同居は要しません。

(3) 双方に配偶者（事実婚を含む。）がないこと

- ・戸籍抄本、独身証明書その他これに類する書類で確認します。

(4) 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にないこと

すでに宣誓者以外の方とパートナーシップ宣誓を行っている方や、同様の制度を実施している他の自治体でパートナーシップの宣誓・登録等を行っている方は宣誓できません。（他自治体の宣誓証明書等の返還後は宣誓をすることができます。）

(5) 民法に規定する婚姻できない続柄（※近親者）でないこと

- ・民法の規定により婚姻することができない、直系血族、三親等内の傍系血族及び直系姻族の関係にある方は宣誓をすることができません。
- ・パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合には宣誓できます。

◆直系血族・・・・・・・・・・祖父母、父母、子、孫等

◆三親等内の傍系血族・・・・兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪

◆直系姻族・・・・・・・・・・子の配偶者、配偶者の父母

## 3 宣誓に必要な書類

(1) パートナーシップ宣誓書 (様式第1号)

(2) パートナーシップの宣誓に関する確認書

※当日、人権市民相談課で用意します。

(3) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

3か月以内に発行されたものを一人1通ずつ提出してください。

(同一世帯の場合は1通可)

(4) 転入予定住所が確認できる書類 (転入予定の方のみ)

東松山市に転入予定の方は、転入予定住所が確認できる書類 (転出証明書、賃貸借契約の写し、居住予定先のパンフレットや地図等) を提示してください。

(5) 婚姻していないことが確認できる書類

戸籍抄本、独身証明書その他これに類する書類 (3か月以内に発行されたもの) で確認します。一人1通ずつ提出してください。

外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する婚姻要件具備証明書 (3か月以内に発行されたもの) など独身であることを確認できる書類に、日本語訳を添えて提出してください。

(6) 本人確認書類

次のいずれか1点又は2点を提示してください。

● 1点の提示でよいもの

個人番号カード、パスポート、運転免許証、その他官公署が発行する免許証、許可証、資格証明書等で本人の写真が貼付されたもの

● 2点の提示が必要となるもの (本人の写真が貼付されていないもの)

健康保険証、年金手帳等の本人が確認できる証明書等

通称の使用について

・通称の使用を希望する場合は、通称名で届いた郵便物や社員証など、通称名を日常的に使用していることを確認できる書類をお持ちください。

・宣誓書受領証と受領カードの表面に通称を、裏面に戸籍上の氏名を記載します。

## 4 手続の流れ

### (1) 宣誓の日時の予約

宣誓を希望する7日前までに、人権市民相談課に電話等で予約します。

#### 【予約受付時間】

月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く。）

午前8時30分から午後5時15分まで

#### 【予約先】

電 話 0493-21-1416（直通）

F A X 0493-23-2236

メール JINKENSHIMINSODANKA@city.higashimatsuyama.lg.jp

※F A X、メールは24時間受付しますが、予約受付時間外に届いたものは、翌時間内に連絡します。

※宣誓日までに、宣誓に必要な書類をご用意ください。



### (2) パートナーシップ宣誓

予約した日時に必要書類をお持ちの上、お二人で来所してください。

パートナーシップ宣誓書等を記入し、提出していただきます。

プライバシー保護のため、個室で対応いたします。

対応時間：月曜日から金曜日午前9時から午後5時まで

（祝日、年末年始を除く。）

※書類に不備や不足がある場合は、宣誓日を延期させていただくことがあります。



### (3) 宣誓書受領証・受領カードの交付

後日、お二人にそれぞれ「パートナーシップ宣誓書受領証」、「パートナーシップ宣誓書受領カード」を郵送又は窓口で交付します。

## 5 宣誓書受領証・受領カード

### 宣誓書受領証（A4サイズ）

様式第4号（第7条関係）  
（前面）


第 号

東松山市パートナーシップ宣誓書受領証

様 様

年 月 日生 年 月 日生

宣誓日 年 月 日



東松山市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

年 月 日

東松山市長 

様式第4号（第7条関係）  
（裏面）

この受領証の提示を受けた方へ

東松山市は、すべての市民が互いの人権を尊重し、共に生きる社会の実現を目的としています。

この受領証は、法的な効力を有するものではありませんが、東松山市として、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを宣誓したことを証するものです。


この宣誓書の提示を受けた方は、上記の趣旨を十分に御理解くださいますようお願い申し上げます。

※通称を使用する場合  
戸籍上の氏名（男・女欄の方の場合は、これに準ずるもの）

様 様

年 月 日生 年 月 日生

### 受領カード



**パートナーシップ宣誓書受領カード**

東松山市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

様 様

年 月 日生 年 月 日生

宣誓日 年 月 日 第 号

東松山市長

この受領カードは、東松山市として、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力しあうことを宣誓したことを証するものです。

この受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨を十分に御理解くださいますようお願いいたします。

戸籍上の氏名 ※通称使用の場合

様 様

年 月 日生 年 月 日生

---

特記事項

## 6 自治体間連携

東松山市と連携協定を締結している自治体間において転出・転入し、引き続きパートナーシップ宣誓制度を利用する場合、手続が一部簡素化されます。

※本市と連携協定を締結している自治体

さいたま市、川越市、熊谷市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町（令和6年4月12日）

### （1）東松山市から転出する場合

- ・東松山市から連携協定を締結している自治体へ転出する場合、東松山市へのパートナーシップ宣誓受領証・受領カードの返還は必要ありません。
- ・転出先の自治体によって継続申告の手続は異なりますので、各自治体のホームページ等をご確認ください。

### （2）東松山市に転入する場合

- ・連携協定を締結している自治体から東松山市へ転入する場合、簡易な手続により東松山市のパートナーシップ宣誓受領証等を交付します。
- ・手続の流れや必要な書類の考え方は、基本的には宣誓時と同様となります。

#### ①必要書類

- 1 パートナーシップ宣誓継続申告書（様式第2号）
- 2 東松山市に転入したことが分かる、現住所を確認する書類  
（例：住民票の写し又は住民票記載事項証明書）  
※手続の日から3か月以内に発行されたものに限ります。
- 3 連携協定を締結している自治体で交付を受けた宣誓受領書類  
（例：パートナーシップ宣誓受領書、受領カード等）
- 4 本人確認書類  
（例：個人番号カード、パスポート、運転免許証等）



## 7 Q&A

Q 1 パートナーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか？

A 1 結婚は民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務などの法律上の権利・義務が発生します。

一方、東松山市が行うパートナーシップ宣誓制度は、法的効力は有しません。  
なお、宣誓により戸籍や住民票の記載が変わるものではありません。

Q 2 パートナーと法的な関係を築くには、どのような方法がありますか？

A 2 結婚に類似した法的関係性を築く手続として、公正証書により、任意後見契約、合意契約等を結ぶ方法があります。手続には費用が発生します。

詳しくは、公証役場にお問い合わせください。

Q 3 宣誓に費用はかかりますか？

A 3 宣誓自体に費用はかかりません。

宣誓に必要な書類を揃える際には、発行手数料がかかるものがあります。

Q 4 転入後は、どのような手続が必要ですか？

A 4 3か月以内に転入し、宣誓事項変更届（様式第7号）に住民票の写し又は住民票記載事項証明書を添付して、提出してください。

Q 5 外国籍の方もパートナーシップ宣誓できますか？

A 5 外国籍の方も、市民である、又は市内へ転入を予定している方であれば宣誓は可能です。

Q 6 宣誓書受領証等は即日発行されますか？

A 6 即日発行ではありません。宣誓後、書類を確認の上、後日郵送等にて交付します。なお、交付までには一週間程度の期間をいただきます。

Q 7 パートナーシップ宣誓書受領証、受領カードは再発行できますか？

A 7 受領証、受領カードを破損や紛失した場合、再交付申請書（様式第6号）をご提出いただき、再交付を受けることができます。

Q 8 通称は使用できますか？

A 8 性別違和等の理由により、通称を使用することができます。通称を使用する場合、その通称を日常生活において使用していることが確認できる書類（社員証、学生証、通称で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料）を宣誓時に提示してください。交付する受領証は表面に通称、裏面に戸籍上の氏名が記載されたものとなります。

Q 9 市外に転出する場合、どうしたらいいですか？

A 9 市外に転出した場合、返還届（様式第8号）をご提出いただき、交付した宣誓書受領証と受領カードを返還してください。

なお、宣誓者等が東松山市と連携協定を締結している自治体に転出し、当該自治体の長に対して、パートナーシップ宣誓制度の継続申告を行う場合は、返還の手続きは不要です。（返還されたものとみなします。）

Q10 パートナーシップを解消した場合、どうしたらいいですか？

A10 パートナーシップを解消した場合、返還届（様式第8号）をご提出いただき、交付した宣誓書受領証と受領カードを返還してください。

## 東松山市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き

2021年7月発行

2023年6月改訂

2024年4月改訂

### 【問い合わせ先】

東松山市 市民生活部 人権市民相談課

〒355-8601 東松山市松葉町1-1-58

電話：0493-21-1416（直通）